

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例</u></p> <p>(目的) 第1条 生駒市立幼稚園(以下単に「幼稚園」という。)の保育料<u>及び入園料</u>の徴収については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(保育料<u>及び入園料</u>) 第2条 幼稚園の保育料<u>及び入園料</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>(保育料の額) 第3条 保育料は、出席日数にかかわらず定額を徴収する。</p> <p>(保育料の徴収) 第4条 保育料は、その月の末日までに徴収する。 2 <u>入園料は、入園と同時に徴収する。</u></p> <p>(保育料<u>及び入園料</u>の減免) 第5条 保育料<u>及び入園料</u>は、次の場合にこれを減免する。 <u>(1) 幼稚園教育の普及充実を図り、その振興に資するための就園奨励事業を市が実施するとき。</u> (2) 天災地変により保護者のその経済負担が困難と市長が認めたとき。 2 保育料<u>及び入園料</u>の減免の対象範囲及び額は、規則で定める。</p> <p>(委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>別表(第2条関係)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>生駒市立幼稚園保育料徴収条例</u></p> <p>(目的) 第1条 生駒市立幼稚園(以下単に「幼稚園」という。)の保育料の徴収については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(保育料) 第2条 幼稚園の保育料は、別表のとおりとする。</p> <p>(保育料の額) 第3条 保育料は、出席日数にかかわらず定額を徴収する。</p> <p>(保育料の徴収) 第4条 保育料は、その月の末日までに徴収する。</p> <p>(保育料の減免) 第5条 保育料は、次の場合にこれを減免する。 <u>(1) 3歳から小学校3年までの者が同一世帯に2人以上いるとき。</u> (2) 天災地変により保護者のその経済負担が困難と市長が認めたとき。 2 保育料の減免の対象範囲及び額は、規則で定める。</p> <p>(委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>別表(第2条関係)</u></p>

区分	保育料(月額)	入園料
3歳児	1人につき 7,000円	1人につき 4,000円
4歳児	1人につき 6,300円	
5歳児		

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		
階層区分	定義	3歳児	4歳児・5歳児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	5,670円	4,630円	
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯			
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	7,330円	6,300円	
C <sub>3</sub>				所得割額が59,400円以下
C <sub>4</sub>				所得割額が59,401円以上77,100円以下
C <sub>5</sub>				所得割額が77,101円以上121,100円以下
C <sub>6</sub>				所得割額が121,101円以上164,700円以下
C <sub>7</sub>				所得割額が164,701円以上211,200円以下
C <sub>8</sub>				所得割額が211,201円以上254,400円以下
C <sub>8</sub>				所得割額が254,401円以上305,600円以下

<p>備考</p> <p>1 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。</p> <p>2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。</p> <p>3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">C<sub>9</sub></td> <td style="width: 65%; text-align: center;">所得割額が 305,601 円以上</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。</p> <p>2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。</p> <p>3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。</p> <p>4 4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては、当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。</p> <p>5 この表のC<sub>2</sub>からC<sub>9</sub>までの階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。</p>	C <sub>9</sub>	所得割額が 305,601 円以上	
C <sub>9</sub>	所得割額が 305,601 円以上			

生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

現行				改正案			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義	3歳児	4歳児・5歳児	階層区分	定義	3歳児	4歳児・5歳児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円

B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)		5,670円	4,630円
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯			
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)であつて、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が59,400円以下	7,330円	6,300円
C <sub>3</sub>		所得割額が59,401円以上77,100円以下		
C <sub>4</sub>		所得割額が77,101円以上121,100円以下		
C <sub>5</sub>		所得割額が121,101円以上164,700円以下		
C <sub>6</sub>		所得割額が164,701円以上211,200円以下		
C <sub>7</sub>		所得割額が211,201円以上254,400円以下		
C <sub>8</sub>		所得割額が254,401円以上305,600円以下		
C <sub>9</sub>		所得割額が305,601円以上		

備考

- この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。

B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	2,300円		4,630円
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	5,500円		
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)であつて、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が59,400円以下	7,600円	6,300円
C <sub>3</sub>		所得割額が59,401円以上77,100円以下	9,700円	
C <sub>4</sub>		所得割額が77,101円以上121,100円以下	10,500円	
C <sub>5</sub>		所得割額が121,101円以上164,700円以下	11,400円	
C <sub>6</sub>		所得割額が164,701円以上211,200円以下	12,300円	
C <sub>7</sub>		所得割額が211,201円以上254,400円以下	13,300円	
C <sub>8</sub>		所得割額が254,401円以上305,600円以下	14,400円	
C <sub>9</sub>		所得割額が305,601円以上	15,500円	

備考

- この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。

4 4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては、当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。

5 この表のC<sub>2</sub>からC<sub>9</sub>までの階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

4 4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては、当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。

5 この表のC<sub>2</sub>からC<sub>9</sub>までの階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表(第3条関係)

現行				改正案			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義	3歳児	4歳児・5歳児	階層区分	定義	3歳児・4歳児	5歳児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	2,300円	4,630円	B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	2,300円	4,630円
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	5,500円		C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	5,500円	
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)	所得割額が59,400円以下	6,300円	C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)	所得割額が59,400円以下	6,300円
C <sub>3</sub>	所得割額が59,401円以上77,100円以下	9,700円		C <sub>3</sub>	所得割額が59,401円以上77,100円以下	9,700円	

C <sub>4</sub>	の額の区分 が次の区分 に該当する 世帯	所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以下	10,500 円
C <sub>5</sub>		所得割額が 121,101 円以上 164,700 円以下	11,400 円
C <sub>6</sub>		所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以下	12,300 円
C <sub>7</sub>		所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以下	13,300 円
C <sub>8</sub>		所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以下	14,400 円
C <sub>9</sub>		所得割額が 305,601 円以上	15,500 円

備考

- 1 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- 2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- 3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。
- 4 4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては、当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 5 この表のC<sub>2</sub>からC<sub>9</sub>までの階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

C <sub>4</sub>	の額の区分 が次の区分 に該当する 世帯	所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以下	10,500 円
C <sub>5</sub>		所得割額が 121,101 円以上 164,700 円以下	11,400 円
C <sub>6</sub>		所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以下	12,300 円
C <sub>7</sub>		所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以下	13,300 円
C <sub>8</sub>		所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以下	14,400 円
C <sub>9</sub>		所得割額が 305,601 円以上	15,500 円

備考

- 1 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- 2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- 3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。
- 4 4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては、当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 5 この表のC<sub>2</sub>からC<sub>9</sub>までの階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

現行				改正案				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		
階層区分	定義	3歳児・4歳児	5歳児	階層区分	定義			
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円		
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	2,300円	4,630円	B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	2,300円		
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	5,500円		C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	5,500円		
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が59,400円以下	7,600円	C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が59,400円以下		
C <sub>3</sub>		所得割額が59,401円以上77,100円以下	9,700円	C <sub>3</sub>		所得割額が59,401円以上77,100円以下	9,700円	
C <sub>4</sub>		所得割額が77,101円以上121,100円以下	10,500円	C <sub>4</sub>		所得割額が77,101円以上121,100円以下	10,500円	
C <sub>5</sub>		所得割額が121,101円以上164,700円以下	11,400円	C <sub>5</sub>		所得割額が121,101円以上164,700円以下	11,400円	
C <sub>6</sub>		所得割額が164,701円以上211,200円以下	12,300円	C <sub>6</sub>		所得割額が164,701円以上211,200円以下	12,300円	
C <sub>7</sub>		所得割額が211,201円以上254,400円以下	13,300円	C <sub>7</sub>		所得割額が211,201円以上254,400円以下	13,300円	

<u>C<sub>8</sub></u>	<u>所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以下</u>	<u>14,400 円</u>
<u>C<sub>9</sub></u>	<u>所得割額が 305,601 円以上</u>	<u>15,500 円</u>

備考

- 1 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- 2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- 3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。
- 4 4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては、当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 5 この表のC<sub>2</sub>からC<sub>9</sub>までの階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

<u>C<sub>8</sub></u>	<u>所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以下</u>	<u>14,400 円</u>
<u>C<sub>9</sub></u>	<u>所得割額が 305,601 円以上</u>	<u>15,500 円</u>

備考

この表のC<sub>2</sub>からC<sub>9</sub>までの階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。